

公益社団法人とっとり被害者支援センター
平成27年度定時総会議事録

- 1 開催の日時
平成27年6月5日（金）午後4時～午後5時10分
- 2 開催の場所
鳥取市東町一丁目271番地
県庁第二庁舎 4階第32号会議室
- 3 正会員の総会及び出席者数、氏名
正会員の総数 22名
出席正会員の数 16名
（正会員 7名、代理出席 6名、委任状3名）
別添、「公益社団法人とっとり被害者支援センター正会員名簿及び出席者」のとおり
- 4 定足数報告
事務局より本日の定時総会は、定足数を満たしており有効に成立する旨の報告。
- 5 議案
別添、「第1号議案～第6号議案」のとおり。
- 6 議長の選出
定款第16条により、出席者から立候補、推薦を諮ったところ、意見がなかったため副理事長の川瀬芳美氏を推薦したところ全員異議なく了承。
- 7 議事録署名人の指名
議長に選出された川瀬芳美氏が総会の議事録署名人として、徳田豊理事、中村彰郎理事を指名。
- 8 審議
 - (1) 第1号議案「平成26年度事業報告」の件
議長より川口事務局長をして、配付資料「第1号議案 平成26年度事業報告」に基づき説明させ審議に付したところ、全員異議なく可決承認された。
 - (2) 第2号議案「平成26年度収支決算報告」の件
議長より川口事務局長をして、配付資料「第2号議案 平成26年度収支決算報告」に基づき説明させ審議に付したところ、全員異議なく可決承認された。
 - (3) 監査報告
議長より（2）の説明に引き続き、監査を行った監事を代表して

藤山倫史監事に監査報告をさせ審議に付したところ、全員異議なく可決承認された。

(4) 第3号議案「平成27年度事業計画(案)」の件

議長より川口事務局長をして、配付資料「第3号議案 平成27年度事業計画(案)」に基づき説明させ審議に付したところ、全員異議なく可決承認された。

(5) 第4号議案「平成27年度第1次補正予算書(案)」の件

議長より川口事務局長をして、配付資料「第4号議案 平成27年度第1次補正予算書(案)」に基づき説明させ審議に付したところ、全員異議なく可決承認された。

(6) 第5号議案「定款の一部改正(案)」の件

議長より川口事務局長をして、配付資料「第5号議案 定款の一部改正(案)」に基づき説明させ審議に付したところ、全員異議なく可決承認された。

(7) 第6号議案「役員の選任(案)」の件

議長より川口事務局長をして、配付資料「第6号議案 役員の選任(案)」に基づき説明させ、改選役員一人ひとりについて審議に付したところ、改選役員(理事3名、監事1名)、全員が異議なく可決承認された。

専務理事の選任については、出席理事数が定足数を満たさなかったため、定款第38条「決議の省略」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条「理事会の決議の省略」を適用し、書面による承認を受けることとした。新役員、正会員等の名簿を別途、配布した。

以上で議事を終了した。

9 報告事項

(1) 議事終了後、川口事務局長より

- ・「とっとり被害者支援センター相談受理状況一覧表(26年度)」について(資料11)
- ・「被害者支援を考える講演会」の開催予定について(資料12)
- ・「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」について(資料13)
- ・「平成27年度支援活動員採用時養成講座一覧表」について(資料14)
- ・「平成27年度支援活動員継続研修予定表」について(資料15)

以上、5点について資料に基づいて説明及び報告をしたが、質疑応答はなかった。

(2) 「警察官の派遣」について

川口事務局長より、本年 3 月に開催した理事会において、県警から「警察官派遣」について説明があり、このことについては結論が出ず、「総会に向けて内容を詰めて報告する」とされている。

このため、5 月開催の理事会においてもその経過等について説明はしたものの、改めて経緯等について報告をさせていただく。

結論として、本年 4 月 30 日に、広報県民課保田参事官とともに、警察本部警務部長と面会した結果、警察官派遣は取りやめて、当センターに対するサポートは他の方法で行う旨の回答を得た。

派遣の経緯としては、昨年 9 月に県会議員から警察に対して、
被害者支援センターの財政状況はどうか。知恵を出して活動資金を集め、犯罪被害者の支援をお願いする。

旨の質問があり、警察としては被害者支援センターの概要、予算規模等の説明を行っている。

その後、昨年 12 月に開催された決算審査特別委員会において、県議会より、

- ・被害者支援の意義、現状
- ・被害者支援センターの役割と周知不足
- ・警察本部、知事部局等の連携の強化の必要性
- ・賛助会員、寄付金の増加等の必要性
- ・被害者支援センターの組織体制の充実のための予算措置

等の説明や指摘を口頭で受け、県警がその具体的な対策としたのが警察官の派遣による体制の強化であった。

当センターとしては、派遣を受け入れた際の人件費負担が大きいこと、相談件数等から西部相談室の体制強化が必要なこと等から派遣要請をお断りしたものである。

旨の報告がなされた。

質疑応答：広報県民課保田参事官より、

- ・支援センターの財政状況は厳しい状況にある。
- ・警察からの寄付金や預保納付金は永続的なものではなく、センター自身での財源確保努力が必要である。
- ・継続的、安定的な財源確保のために総会出席者においても一層の財政基盤確立のための協力をお願いする。

旨の発言があった。

(3) その他

川口事務局長より、

- ・相談者の利便を図る施策として、相談電話をフリーダイヤルにすること。

・西部相談室の相談件数等から相談日を週2日から週4日とし、非常勤職員1名を新たに雇用すること。

・財政強化の一環として、募金箱の設置数を増やすこと。


また、ホンデリングや寄付金付の自動販売機の増加等を諮ること。


等の報告があった。


以上で、報告事項は終了したが、質疑等はなされなかった。

10 本議事録については、定款第20条第2項の規定により、下記のとおり議長及び議長が指名した2名の理事が記名押印した。

平成27年6月10日

議長 川瀬芳美 

理事 徳田豊 

理事 中村彰郎 

作成者 事務局長 川口勝 